

○ 地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス委員会情報システム管理部会要綱

令和8年3月27日

要綱第 号

(目的)

第1条 この要綱は、「地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス委員会要綱」(令和8年要綱第 号。以下「委員会要綱」という。)第3条第2号の規定に基づき、地方独立行政法人筑後市立病院情報ガバナンス委員会情報システム管理部会(以下「部会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を調査、審議及び実施する。

- (1) 情報システムの構成管理及び技術的・物理的安全管理措置に関すること
- (2) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(令和6年7月厚生労働省告示第245号)等に基づく自己点検及び監査の実施に関すること
- (3) 情報システムに係る外部委託先の選定基準の策定及び履行状況の監督に関すること
- (4) 情報システム利用におけるサイバーセキュリティ教育及び啓発に関すること
- (5) システム障害及びサイバー攻撃等発生時の初動対応並びに事業継続(BCP)の実務に関すること
- (6) 情報システムに係る資産(ソフトウェアライセンス及びハードウェア等)の棚卸し及び管理に関すること
- (7) その他、委員会の指示に基づく実務に関すること

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療部の代表 1名
- (2) 看護部の代表 1名
- (3) 薬剤部の代表 1名
- (4) 診療技術部の代表 1名
- (5) 医事課長 1名
- (6) 企画管理課長 1名
- (7) 前各号に掲げる者のほか、部会長が必要と認める職員

2 診療部の代表をもって部会長に充て、医事課長をもって副部会長に充てる。

(運営等)

第4条 部会の会議、報告、その他運営に関し必要な事項は、委員会要綱の規定を準用する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、医事課において処理する。

付 則 (令和8年3月27日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。